

大阪市告示第671号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年5月15日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
大阪信用金庫	宿院支店	変 更 前	〒590-0954 堺市堺区大町東1丁目1-2	令和7年 5月19日
		変 更 後	〒590-0961 堺市堺区寺地町西1丁目1-12	

（会計室会計管理担当）